

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	第 3 7 期小金井市公民館運営審議会第 6 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和 6 年 5 月 2 9 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 5 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	本川委員長 倉持副委員長 橋本委員 福井委員 大坪委員 石原委員 稲垣委員 吉田委員 川原委員		
欠 席 委 員	浅野委員		
事 務 局 員	渡邊公民館長 落合事業係長 諏訪庶務係長 八方貫井南分館長		
東分館・緑分館・貫井北 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 鈴木東分館長 伊藤緑分館長 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	3 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について</p> <p>(2) 令和 6 年度 公民館重点施策について</p> <p>(3) 講師謝礼支払い基準について</p> <p>(4) 公民館事業の報告について</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 公民館有料化について</p> <p>(2) 小平市中央公民館への視察結果について</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 事業報告書様式について</p> <p>5 閉会</p> <p>配付資料</p> <p>資料 1 都公連委員部会報告</p> <p>資料 2 令和 6 年度公民館重点施策</p> <p>資料 3 講師謝礼支払基準</p> <p>資料 4 公民館事業の報告</p> <p>資料 5 - 1 公民館事業の計画</p> <p>資料 5 - 2 自主講座の計画</p> <p>資料 6 事業報告書様式</p>		

	資料7 公民館減免基準（案） 資料8 使用料導入に係る資料 資料9 小平市中央公民館への視察結果について 資料10 意見・提案シート 資料11 意見・提案シート 資料12 意見・提案シート
--	---

会 議 結 果

次第1 開会

次第2 報告事項

(1) 東京都公民館連絡協議会 委員部会の報告について

【吉田委員】

第1回委員部会が令和6年4月25日に西東京市の柳沢公民館で9市の参加で開催された。詳細は資料をご覧ください。

毎年の研修大会は、基調講演と課題集会であるが、今後は基調講演に絞って行う方向との報告があった。

情報交換として、小金井市の公民館の有料化に向けたスケジュールや、高齢者学級の募集開始の報告を行った。

他市情報で、東大和市立公民館運営審議会ではハンドブックを作成しており、今年2月に第4版が発行され、審議会で参考となる内容となっている。

(2) 令和6年度 公民館重点施策について

【渡邊公民館長】

令和6年度公民館重点施策について、前回の審議会で示した内容を正副委員長と文言の調整を一任していただいた修正箇所の報告させていただく。

修正点として、重点施策2「ライフステージに応じた多様な世代感」という表現を「多世代間交流」へ、重点施策4「多様な学習の実施」を「多様な学習手段の提供」へ文言を整理した。

また、資料11の意見・提案シートの1点目の重点施策の御意見は、市長部局の施策との整合や調整といった意味合いかと思うが、それぞれの目的に沿った形の事業展開を行っており、現時点で公民館と市長部局との事業統合等は考えていない。

【本川委員長】

質問等があればお願いします。

特になければ、次に進ませていただく。

(3) 講師謝礼支払基準について

【渡邊公民館長】

前回審議会資料要求のあった市の支払い基準は、資料3のとおり。一般的に謝礼の金額は、業務の難易度、市場価値などの要素により決まるものであり、公民館主催講座として講師謝礼を支払う場合はこの基準に則って支払う。前回、職業差別のような意見もあったが、公演やコンサートを実施には、市場価値に基づく謝礼が支払われるものであると考える。あくまでも市が講師を依頼する際の基準ということで、御理解いただきたい。

また、市民がつくる自主講座の謝礼は8,000円から1万2,000円の範囲となる。

【本川委員長】

質問等があればお願いします。

【福井委員】

私が企画実行委員のときは8,000円一律というようなイメージであったが、市民がつくる自主講座では、大学教授でも8,000円のケースがあったと思うが、どこで判断されるのか。

【渡邊公民館長】

これまでは、市の事業は市で予算措置をして、一律で予算措置していた。今回、緑センターの委託に伴い、8,000円から1万2,000円の範囲で委託料の中に含む形で整理した。

【福井委員】

その1万2,000円か8,000円かは、自主講座の申請時点で回答があるということかお聞きしたい。

【落合事業係長】

本日の審議事項で自主講座の案件が入っている。

提出段階ではどのような方なのかだけをお聞きし、この後の審議の承認後、緑分館の担当職員が団体と調整していく。

(4) 公民館事業の報告について

【落合事業係長】

今回は、3館18事業について、報告させていただく。詳細は資料4をご覧ください。なお、本館、緑分館については報告がない旨、表記した。

【福井委員】

資料4について、次回以降、ページの記載をお願いします。また、内容について、公民館・図書館連携事業で「学びのトビラ 夏目漱石云々」の特記事項の定員を増やして開催したとのことであるが、定員と参加者数が矛盾している項目があるので、しっかり表記していただきたい。

次第3 協議事項

(1) 公民館有料化について

【渡邊公民館長】

資料7の資料をご覧ください。

前回の意見・提案シートでは、無料、減免の言葉の使い分けを整理するよう意見があったこと、また、会議中での議論で高校生以下の団体としていたものを18歳以下の団体と文言等を整理し資料化した。後ほど委員の皆さんから意見を頂きたい。

続いて、資料8は公民館使用料導入に係る収納方法の検討資料で、この間、町田市、狛江市、東村山市、武蔵村山市やこの後に説明する小平市の視察結果を踏まえて整理した資料となる。

収納方法の検討に当たっては、収納方式の選択、導入機器の選択、取扱紙幣の選択、決済方法の選択を段階的に整理していく必要があると考えている。

あまり議論が先走らないように、本日はこちらの収納方式の選択ということの資料説明にとどめたい。

東村山市、武蔵村山市、小平市はレジ方式を採用していて、土日等も含めて市職員が複数人で現金対応しているとのことであり、その際生じる現金の授受は、相当の事務作業や安全性の面からも課題があるものと考えられる。

町田市、狛江市は、券売機を導入し、土日・夜間等はシルバー人材センターに委託している。券売機の導入コストとしては、機器の種類によるが小金井市の場合、5館で150万円から250万円程度のコストが発生するが現金の取扱いがないことは、一定の安全性は担保できるものと考えている。1人体制の場合には、例えば外に防犯灯を設置するとかの対策が必要になるものと考えている。

現在、減免案として4案あるが、案1から案3のように、多くの団体から使用料等を徴収する場合には、券売機方式が妥当であり、案4のように件数が少なければ、使用料徴収も少ないため、レジ方式でも十分対応できるかと考えている。

以降、導入機器の選択、取扱紙幣の選択、決済方法については、今後の検討を行う中で改めて整理を行いたいと考えている。

【諏訪庶務係長】

資料9をご覧ください。

5月9日に事務局で小平市中央公民館を視察した。

開館当時より有料化で、利用団体数の詳細は把握がないが、近年における利用状況の件数等を伺った。利用料金の徴収は、その都度職員が現金で徴収しており、券売機等の機器等はない。また、料金改定はコロナ禍前に、行財政改革の観点から検討された経緯があるが、現在は凍結されているとのことであった。

【渡邊公民館長】

資料10をご覧ください。意見1として、従来方針からの転換理由を明確に、という意見だと思う。これまでと繰り返しの内容となるが、第36期から第37期公運審に対して申送書が提出されたことを受けて、現在協議をしている状況である。この間、教育委員会、行財政改革推進調査特別委員会等にも適宜報告し、確認の上、進めてきているものと認識している。

意見2として、無料と減免の定義に関する意見であるが、前回も同内容の意見提案シートが提出されており、意見を踏まえ、本日の資料7を修正している。

資料11をご覧ください。下段部分に、前回会議資料8「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について」の中で具体的な事例として記載されている公民館以外が主体となって行う事例に関して、当該事例にある活動に当たっては、社会教育の役割を十分に議論すべき、という主旨かと思う。前回公運審の中で説明したとおり、将来的な課題として捉えており、現段階でこれらの諸活動については保留扱いとする考えである。

資料12をご覧ください。1点目として、使用料導入の際は、わかりやすい周知をという主旨かと思うが、そのように努めてまいりたい。2点目として、前回審議

会の資料6に市公共施設の減免基準を記載しているが、市民交流センターや市体育館は指定管理であり、状況が異なるのではないかと、という主旨かと思うが、あくまでも参考として記載したものである。

この間、公民館の有料化の協議を行ってきたところであるが、改めて、今後の協議等について発言させていただく。公民館の有料化については、この間の長い検討の経過などもあり、有料化に関しては様々な考え方、課題があるものと認識している。そのような点からも慎重かつ丁寧な協議を進めていく必要がある。今期の公運審においても、有料化の議論は今後の小金井市公民館全体の将来展開に関わるといった意見、理念的な側面と現実的な側面の両方の側面からの議論が必要といった意見、また、有効な活用方法として個人利用に関することなども提言の段階で記載したほうがよいのではないかと、といった意見などを頂戴している。

担当としては、小金井市公民館中長期計画にある将来像「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」の実現に向けて、取り組んでおり、吉田委員の意見にあった18歳以下の団体にもっと使って欲しいという意見は、我々とも共有できる考えである。同様に、各委員が考えている小金井市公民館の将来像を思い描くに当たり、どのような世代、どのような活動団体等に、より活発に使用してもらいたいのか、といった視点からの意見をいただきたい。

【本川委員長】

様々な観点や意見は重要であり、それを踏まえた結論付けは複雑で、現時点までの議論や進め方を専門家の観点から、副委員長に整理をお願いしたい。

【倉持副委員長】

前回、各委員に減免基準案に基づき、現状における各委員の考えを伺った。案2を推す声が比較的多く、また、案3や案4を推す声もあった。公民館長の発言にもあったように、18歳以下の若い世代に関しては、減免の対象として、利用を積極的に促してはどうか、という提案があった。今回、公民館の有料化の議論は、何期にも渡る公運審での長い議論もあり、一定の整理が必要だということは、今期のスタートラインにおいて共有できていると思う。

現状、減免基準案ということで対象範囲や減額割合などを中心に議論しているが、その前提にあるのは、小金井公民館の将来像として、新たに取組む方向性と、引き継ぐ伝統の議論であり、どこを大事に、あるいはどこを変えていくのかという公民館の在り方、利用の促進という観点の議論は減免対象や減額割合にも密接に関わってくる。前回から若者層の利用という意見はあるが、それ以外にも、公民館を活発に活用してもらい、あるいは社会教育活動を通して、小金井市の地域活動や、社会参加活動に関わってもらいたいという層がまだあるのではないかと。その辺の議論がまだ尽くされ切れていないので、積極的に公民館を利用してほしい団体、この先の公民館の在り方に関わる部分について、意見をいただければと思う。

一方で、受益者負担の導入により、施設の有効活用、利用促進、公平性の担保に繋がるという側面もある。現状、公民館の利用団体には、市内在住等の諸要件があるわけだが、登録上の表記と実際の利用実態が違っているようなことも聞いている。一定数で登録しているはずが、実際は1人や2人で利用する事例、複数の部屋を確保して

おきながら無断キャンセルする事例、広い意味では生涯学習活動でも、お稽古事のような形で利用されていることは、利用を妨げるという意味ではないが、公平性の面では受益者負担という議論もあるのではないかと思う。

各委員は利用者でもあり、また、市民でもある皆さんの目線での意見が、より現実的で、生産的であると考えており、それぞれの経験や観点から積極的に利用を促す、あるいは、受益者負担をいただく団体や、利用の在り方のイメージなどについて、意見いただきながら、議論を進めていけたらと思う。

【本川委員長】

ただいまの副委員長の発言は、公民館の目指す理想の姿などを踏まえて、有料化の減免対象等の議論を進めてはどうか、という意見かと思う。各委員の発言をお願いします。

【石原委員】

私自身、これまで、公民館のイベント等に参加経験がなく、不参加の理由を考えると、子育てにより躊躇していた部分がある。公民館事業の報告を見ると、若い世代の参加が少ない。一方で、小学生を対象とした講座などがあると、参加人数は比較的多くなっている。中間世代は仕事や大学で参加しにくい現状がある。多世代が参加しやすいという点が重要ではないか。

減免基準に関しては、どの世代でも使いやすいような基準を基に作るほうが、今後、公民館の発展ではないが、少し前に進むのではと思った。

【稲垣委員】

重点施策2の多世代間の交流というのが非常に重要だと思っている。高齢世代、社会世代、学生、幼少で、今、公民館はまさに高齢世代が中心で、社会世代や学生世代はなかなか参加できていない。この施策にあるとおり、多世代が交流できるような形にターゲットを絞っていくべきだろうと思う。

この有料化について、市民の声を聞くと思うが、社会世代は、自分は使わないのに、何で無料なのかという発想からも、有料化に賛成するのではないか。しかし、高齢者世代は、当然無料という意見になり、世代間でせめぎ合う恐れもある。まずは、この世代間交流をメインに考え、どこかの世代も公平に使えるというような施策を打っていないと意見が割れてしまうと思う。

意見・提案シートの意見は、ある程度、理解できる。1つは、公民館だけ独自路線を取るのは好ましくなく、ほかの部局等と整合性はとっていくべきで、そうした場合には、体育館施設では有料で、何で公民館だけ無料なのかと。個は有料で、団体は無料というような発想になるのではなく、公平性を持って、受益者は負担をするというのが一番望ましいのではと考えている。

【吉田委員】

私は、案の2で中心に進めるべきだと思っている。

都公連に参加し、各公民館が多様化の時代に対応しているというのを痛切に感じている。それと同時に、基本的には受益者負担は必要かと思う。

委員の皆さんが言っている少子高齢化では、幅広い世代の交流が必要で、若者を中心とした形での利用を推進することが肝要であり、もう少し、公民館の在り方や存在感を、いろいろな面でPR活動の必要があると感じている。

【川原委員】

私も子育て世代で、貫井南分館は児童館と公民館が一緒に、子供が小さい頃から利用してきた。今、令和6年度の公民館の重点施策3に地域学校協働活動との連携や、青少年の健全な成長を図る体験・交流につながる学習の実施や、重点施策5の家庭と地域をつなぐ施策の推進による家庭教育の支援は、子育て中の親としては響く施策である。

児童館は子供、公民館は高齢者と予算の違いから縦割りというものを目の当たりにしてきた。企画実行委員のときに、3世代交流の企画を行い、高齢者世代と、和室で座布団に赤ちゃんを寝かせてという子育て世代と一緒に交流したり、親子3世代で参加ができる科学実験のセンターまつりなど、多世代交流は、公民館だからこそ、作り出せる空間であると感じている。

地域学校協働活動との連携も、地域コーディネーターやPTAでやっているが、学校のイベントは土日で、公民館職員との連携が難しい部分があると感じている。

また、18歳以下の団体が使用する場合の細かいルールは、明確にする必要があると考える。放課後の学校以外で子供たちだけで集える場所が欲しいという意見も結構聞くので、公民館を利用したいという意見も出てきたらよいのではないかと。

【大坪委員】

多世代間の交流を実現するためには、若い世代の取込みが重要であるが、公運審で議論を尽してもなかなかそれを酌み上げて形にすることは難しい。

有料化を進めるに当たっては、何のための有料化なのかをしっかりと考える必要がある。現状として、収益性を上げるということではなく、若者が使うための施設として整備すること、主催講座では若い世代は参加しやすくするなど工夫して現状とのギャップを埋め合わせて、利用しやすい環境を構築することに尽きると思う。

地域の子どもやマンションの住人などが多い若い世代はコミュニティーなどの関係性が希薄で、町会は高齢者ばかりで、最近では子供会も機能していない。防災等の観点からも、横のつながりを、公民館が若い世代の講座を通して新しいコミュニティーとなるのが、結果として、10年後か20年後、若者世代が公民館をうまく活用してくれるようになるとよい。例えば、有料化時のキャッシュレス導入に関しても、ランニングコストも一定考慮する必要はあるが、利用しやすい環境整備などについても、皆さんと整理し決めていけたらと考えている。

【福井委員】

今回の話を、第37期の第1回目、第2回目で話し合うのが基本だったと思う。

第1回目では無料と有料の提案があったが、第2回目では有料化ありきで、減免基準が審議会の中心議題になった。皆さんが話された思いを共有しながら、有料化につないでいけば、もう少しより具体的な話になっていくと思う。

前回は報告したが、第34期と第35期の公運審で、公民館の有料化はあり得ないと、無料ということを経緯が4年間の検討でまとめられた経緯があり、さらにその時期の中長期計画においても同じで、そこまでは小金井市の全市民は共通認識している。

その後、第36期で継続検討されたが、まとまらず、37期にスライドしたのが我々の流れで、もう一度、減免基準からスタートし、2回目から5回目まで有料ありきということが、非常に残念だと思う。

基本的には、公民館は法律面でも無償化が望ましいと、憲法26条、教育基本法第4条、社会教育法第20条でうたわれている。私も十四、五年の公民館や社会教育委員を6年担当し、社会教育法を遵守して、公民館活動から学んできた経緯がある。公民館活動の有料化は、市民に負担を与え、住み続けたいと願われるまちづくり、及び地域活動を停滞するおそれがあるという意見もある。公運審がまとめたものを、10月以降に市民説明会という計画をしているが、中長期計画からいきなり有料化で公運審が検討したということであれば、その点についても、市民にしっかり説明できるような内容で提言していくべきと思う。

【本川委員長】

第37期では、前期からの申し送りを大事にし、それを踏まえ、今日の議論となっている。以前のことを振り返りながら検討した結果であるということ、理解いただきたい。

【橋本委員】

受益者負担の額について、伺いたい。また、障がい者団体の確認方法はどうか。

【渡邊公民館長】

受益者負担額については、市の受益者負担基準に基づき、算出している。施設の維持管理費や部屋の広さなどに応じて設定している。1部屋当たり、1時間100円か200円程度の諸室が多い。広さによっては、400円や500円程度となる。

障がい者団体等の確認方法などの詳細は今後の議論となる。

【本川委員長】

詳細については、情報を共有しながら協議を進めたい。公民館施設のハード部分と使い方のソフト部分の検討を行いたい。

社会教育、学校教育、家庭教育の3つの連携がとても大事である。公民館は社会教育施設であるが、学校教育、家庭教育と連携し、一部でも担えるような形が望ましい。

【倉持副委員長】

各委員の意見を簡単にまとめると、多世代、特に若い世代の方々に利用してもらい、多世代間の交流が公民館独自の価値ではないか、という意見が多かった。

多世代交流のためには、交わるような環境整備、仕組みづくりが公民館に求められる役割では、ということだと思う。

若い世代、青少年や子供が活動する団体、子育て世代への配慮や、また、世代間での公平性の確保、利用促進という観点も忘れてはならない。公民館の発信、PR活動、

利用しやすきの向上、多世代交流の環境整備、受益者負担ではあるが収集した歳入の使途ということに関しても公運審として意見を述べておきたい。目先の利用者の利益だけではなく、将来、利用する世代を育てるという観点も持たなくてはいけない。

使用料導入に当たっては、公民館の利用者だけでなく市民にも整合性のある説明が必要という意見や、具体的な手続きや徴収方法等の説明もあったが、業務の効率性や費用対効果という点も検討の上、公運審として意見を述べていきたい。学習権や公民館の役割という点から、学習機会が得づらい人達に関して、例えば、経済的な問題や個人としての利用などについても考えていけるとよい。

以上のような点に配慮しつつ、今後、実際の運用や、基準の中に落とし込んでいく方法などについて検討していく必要があると思う。

【本川委員長】

質問があればお願いします。

【稲垣委員】

有料化に当たっての骨子を公運審と事務局とで作り、利用者や市民に発信する必要がある。スケジュールの中にも、その辺りの検討の時間は組み込むべきと考える。有料化した場合のガイドライン等、市民からの問い合わせで大変になるのは窓口の職員であるので、そのような点も考慮して進めるべきではないか。

【本川委員長】

公民館の使い方や将来像があり、その土台の上に、減免などの検討をすることになるのではないかと考えている。

色々な意見があって当然で、それを踏まえた上で、合意し進めていかなければならない。心苦しいところもあるが、将来を見据えた上で忌憚のない意見で審議を続けていきたいと考える。

次第4 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

【落合事業係長】

資料5を覧いただきたい。

今回は5館から14事業となっている。

また、令和6年度市民がつくる自主講座の一般部門は、8団体、計20回で、男女共同参画事業は、9団体、計19回の申込みとなった。

令和6年度予算上限は、各事業とも、合わせて20回の講座数となる。

内容等について、初めに通常事業、その後、市民がつくる自主講座を審議いただきたい。

【渡邊公民館長】

公民館事業の計画は、各館の職員と企画実行委員と企画している。今後についても重点施策に基づき、かつ皆さんからの意見を参考にし、利用者の皆さんに喜んでいただける事業を計画したい。

【本川委員長】

質問があればお願いします。
公民館事業計画の本体に異議がないと判断させていただく。

【福井委員】

市民がつくる自主講座の窓口が緑分館であるが、以前は本館の事業で承認等行っていたと思う。新庁舎に公民館職員が常駐されると思うが、今後の自主講座の窓口は、将来的にはどうなるのか。

【稲垣委員】

それぞれ一般と男女共同参画で20回まで認められていて、回数はどう見ればいいのか。

【落合事業係長】

各表、講座名の3つ隣に回数があり、この合計値が20回以内となる。
現段階では、公運審で審議いただく観点からも本館が窓口として集約し、事業の実施は緑分館で行う対応となる。

【渡邊公民館長】

市民がつくる自主講座に関する説明をさせていただく。
市民の皆さんから提案による内容となる。現在、申請の受付窓口は、公民館本館で、業務は、今年度から委託した緑分館で運営し、役割分担で行う。市民がつくる自主講座は、一般部門と男女共同参画部門の2つの枠で実施回数には予算が決められている。
福井委員からの新庁舎の件は、組織改正も絡むことから現段階での検討は進んでいない。

【福井委員】

分かりました。

【大坪委員】

質問ですが、自主講座の何を審議すべきか。

【渡邊公民館長】

公民館の職員と企画実行委員で企画した講座内容を、公民館長の諮問機関である公民館運営審議会で、承認をいただくことになっている。

【大坪委員】

5館の公民館自体が企画しているものは特にはないが、市民がつくる自主講座の中には、この紙面からは何も判断がつかないものもあるが、結果として審議されたということになる。

【渡邊公民館長】

担当において一定精査している部分はあるが、この場でご意見を伺い、社会教育の観点から、また、各委員の専門分野から意見があれば、再度検討させていただく部分もあると思う。

【大坪委員】

この講師が2名と書いてあるのは、実際、誰が来るのかも分からず、募集人数が20で、年齢も60歳以上と決めているが、公平性に欠けるものではないのか。

【落合事業係長】

館長からも説明があったが、申込みを受け確認している。市民の方が主体で事業が実施されていくが、公民館の主催事業であるので、ここで読み取れる部分を皆さんの観点からの意見等を伺いたい。

講師2名は、申込時に講師が決定していないということで、確認している。
特に講師の詳細は、申請書上ではうたわれていない。

【大坪委員】

講師不明ということか。

【落合事業係長】

そういった意見等をいただきたい。

【大坪委員】

公平性のところが引っかかるところがあり、その部分を確認していただけたらと思う。

【本川委員長】

それでは、事務局は、今の御意見を踏まえ、事前に報告できるようにお願いします。

【落合事業係長】

分かりました。

【川原委員】

市民がつくる自主講座の男女共同参画の6番の中で、講師なしとなっているが、話合いに必要な経費を予算に充てているとかはどうか。

【落合事業係長】

申請者に確認したところ、講師料等の必要はないと聞いている。

【本川委員長】

それでは、一般と市民のつくる講座について、御異議なしということでよろしいか。

(異議なし)

(2) 事業報告書様式について

【渡邊公民館長】

資料6をご覧ください。

今まで使用していた様式では比較がしづらいといった意見からも、基本的には、従前からの項目を網羅しつつ、振り返りができる形の整理を行った。

あらかじめ、正副委員長にこちらの様式を見ていただき、男女比の箇所が細か過ぎる等の意見をいただき、今後若干の様式修正を事務局一任でお願いしたい。

【福井委員】

様式について、募集人数を定員に置き換えるのはどうか。

また、従来から表記されていた、町別内訳の在勤・在学を市外とすることと、参加費というところを講師料で明示しないか。

【渡邊公民館長】

募集人数を定員への変更は承知した。応募者数は定員に対して、どれくらいの応募があったかという視点で項目を設けている。

「在勤・在学」を「市外」に変更すると、単純に市街在住者が受講している見え方になってしまうので、このような記載とした。講師謝礼については、従前どおり、参加費を記載することとしたい。

【本川委員長】

それでは、今の意見を踏まえて事務局で再考し、報告の様式は、事務局一任ということで御異議ないか。

(異議なし)

5 閉会

【本川委員長】

以上で第37期第6回公民館運営審議会を終了する。お疲れさまでした。

— 了 —